川越 市政だより
No.98　編集と発行　埼玉県川越市役所　（昭和32年6月10日　才三種郵便物認可）
昭和34年3月10日毎月1回10日発行1部2円

市民の手帳

三月

弥生（やよい）桜月、春惜月（はるおしみづき）桃見の月、花の月ともいい弥生というのは春になつて草木がいよいよ盛んに生い出るとの意からきたもの三月から四月にかけて強い風の吹く日が多く、特に火災予防にご注意を、また学期、学年末、年度末で多忙。就職、進学に対する心構えを。

▽埼玉ニュース76号上映　内容は、キツチンカーわかあゆ号の活躍と無形文化財白久の串人形で県報道文化課の企画によります　12日鶴川座、大映、13日松竹館文化、14日川映、15日川越東映

▽祝祭日には国旗を　三月二十三日は春分の日、四月十日は皇太子御成婚の日。四月二十九日は天皇誕生日です。国民の祝日には国旗を掲げましよう。県新生活運動協議会では、国旗掲揚促進運動として掲出旗（金属竿、玉つき）二三〇円、国旗一〇〇円、計三〇〇円団体で申込みの場合は頒布価二八〇円で頒布し、その取扱いを市でした場合、団体へ三〇円、団体独自で取扱う場合、その団体の運動費として四〇円還付します。

公会堂市庁舎建設計画など
新市建設審議会の答申案決る

川越市新市建設審議会は新市町村建設促進法（昭和三一年法律第一六四号）の規定にもとづいて、昨年七月十五日市条例第一三号をもつて設置されました。審議会の構成は委員五〇名以内で組織され、市長が任命します。委員は市議会議員三六名、教育委員一名、農業委員一名、市職員三名、市内公共団体等の役職員五名、学識経験者若干名からなり、市長の諮問に応じ新市建設計画の調査や実施に関し必要な調査および審議を行つて大川越市発展の大綱をたてられます。

このたび建設基本計画案ならびに実施計画案の市長提案に基いて二月十三日から二十一日まで市役所で審議会が開催され、文教、建設農林、社会、総務経済の順にそれぞれ専門部会を開き慎重審議が行われ、川越市新市建設審議会の答申案が次のとおり決定いたしました。

その内容は、これまで川越市は県内最古の都市でありながら地利的その他の条件で著しい発展は見られなかつたが、昭和三十年四月一日隣接九カ村合併以来、新市として誕生し市の性格は一変して東京都の衛星都市としての重要性を加えることになり、これに対応する根本的な構想が立案されたものです。

一、基本計画の積極的推進
二、農業振興計画の樹立
三、農民の生活補償制度の推進
四、屠畜場改築
五、商工業振興費の増額
六、商業振興策として交通問題の解決
七、工場施設の設備改善のための融資制度
八、工場誘致
九、合同駅の早期実現
一〇、外廻り環状線のバス運行計画
一一、隣接都市連絡道路の整備
一二、消防道路の整備
一三、首都圏整備法に基く都市計画
一四、下水道計画の樹立促進
一五、市道、県道の舗装
一六、松江町～初雁橋線貫通の促進
一七、小中学校の整備
一八、総合グランドの整備拡張
一九、火葬場の移改築
二〇、総合病院の建設計画
二一、し尿処理場建設の促進
二二、市庁舎の建築繰上げ実施
二三、公会堂の建設繰上げ実施
二四、機構改革の早期実施
二五、行政運営の合理化
二六、投資的経費増大を図ること
二七、消防施設の充実
二八、消防組織の合理化
二九、常備消防の拡充

市民の夢実現へ

これにより新市建設基本計画ならびに実施計画　両案は市長提案によつて三月定例市議会に上提されることになりました。

この計画決定により市財政の健全化した今日、いよいよ川越市が首都圏の衛星都市として、また農、工、商、文教すべてを包含する近代都市として近い将来に川越市民の夢が実現されることとなります

市税完納に感謝
優良納税貯蓄組合を表彰

昭和三十二年度における優良納税貯蓄組合に対して、二月十日川越会館で表彰式が行われました。このたび市長から表彰を受けた十四の納税貯蓄組合は、昭和三十二年度の市税を完納した七十一の組合から特に選ばれたものです。

なお、表彰にもれた五十七の完納組合に対しては同日感謝状をさしあげました。

市では税金を納め易くし、納税者の納税に対する苦痛を少しでも減じる方策を講じながら徴収の確保をはかるため、納税貯蓄組合奨励規則を設けて、その設立をはかり発達を念願してまいりました。

幸い昭和三十四年二月現在二八一の組合が設立され、活発に運営されており、昭和三十二年には前記のように多くの完納組合ができたことに感謝にたえません。

この納税貯蓄組合の現在の設置状況をみますと、新市域では同一職業の農業者だけで一つの集落となつているところが多く、農業団体等の支部、班等のまとまり、よりどころがあるため、この設立も運営も比較的容易に行われる関係で発足全地域に設立されている状態となりました。

しかし旧市域では昭和二十六年に納税貯蓄組合法が制定され、翌年には川越市納税貯蓄組合奨励規則ができて、この設立をおすすめしてきましたが、いろいろの関係でなかなか思うように結成できず、現在も僅か二十数組合にとどまつているようなわけです。

（写真は表彰式場）

感謝状の五七納税貯蓄組合

川越芸妓、杉下町、志多町、多賀町、川越青果、大下、谷中、東菅間、沼端、堀ノ内、東本宿、高島、渋井、砂新田第五、同第三、同第二、寺尾第三、同第四砂第一、藤間新田、同坂上、同坂下組、大袋新田、豊田新田、大塚新田、池ノ辺第二、同第三豊田東、同表、同西、平塚、下小坂第一、同第二、同第三、吉田東、同西、犬竹、有泉上、同下、上戸、山伝第一、同第二、的中北、同台、同南、上野第一安比奈上、的下北部第一、同第二、的下南部、同東部、的上上沢、同前下、同北若宮、協栄、本町、倉ケ谷第一。

一四納税貯蓄組合へ表彰状

久保町第一、西富間、下老袋、松並、砂新田第四、下赤坂第一、池ノ辺第一、山城、平塚新田、天沼新田、下伝谷北下、安比奈下、的下西部、西部

選挙準備あれこれ
先ず「事前運動」にご注意

〈選挙の期日〉　四月、五月中に任期満了になる県議会議員、市議会議員および市長の選挙の期日などが別表のとおりきまりました。これは特例法（政令）により全国的に統一されたものです。

〈有権者の心構え〉　選挙はいうまでもなく国民の参政権のうちもつとも基本的なものです。毎日の生活をよくするためには社会全体がよくなり、またそのためには政治がよくならなければなりませんそうしてその政治をよくする手段はなんといつても選挙です。選挙のときよく候補者の人物、政見を比較検討し立派な人を市長なり議会に送ればおのずから政治はよくなるのです。

選挙のとき、ときたま「自分がこれと思う候補者がいないのだから棄権して何が悪い」という人がありますがこれは間違いです。それは棄権をして現状より、よりよい結果を期待できないからです。次善三善、自分が一票をたくせる人がいないというなら、それにもつとも近い人、さらにそのような人がいないというなら比較的欠点の少い人を……とこのように考え投票することが大切です。

〈事前運動への注意〉　また選挙が近づくといわゆる「事前運動」なるものが活発に行われてまいります。現在の選挙法のもとでは「事前運動」（立候補前の選挙運動）は一切禁止されています。

たとえば候補者の推せん会、選考会など本来それ自体は選挙運動ではない催しも、そのやり方によつては選挙運動にみられる場合があります。立候補してからは許される電話による選挙運動などでも立候補前にやれば違反になるのです。事前運動は手をかえ品をかえ巧妙に行われます。日常の社交的ふるまいが事前運動であつたということも起りかねません。くれぐれも用心されると同時に防止について積極的な協力がのぞまれます

〈選挙人名簿〉　あなたは選挙人名簿に間違いなく登録されていますか。資格は備えていたが名簿に登録されなかつたために投票できなかつたということがまま生じます。

今回迎える選挙には前年の九月十五日現在で作りました基本選挙人名簿と次の予定で二回に分けて作る補充選挙人名簿が使われます

前年の九月十五日以後に選挙権を得られた方また基本選挙人名簿からもれた方は補充選挙人名簿の登録申請期間中に忘れずに選挙管理委員会に申請して下さい。この場合補充選挙人名簿はあくまでも申請に基いて作ることになつていますので、所定の申請期間中に申請されないかたは登録されませんからご注意下さい。

〈補充選挙人名簿作成の予定〉

▽県議会議員の選挙（四月二十三日）のためにつくる補充名簿

1 調製現在月日　四月十日
この日現在で選挙資格を認定します。選挙資格は日本人であることの外に満二十才以上であること、また市内に三カ月以上引続いて居住していることが必要ですから、昭和十四年四月十一日以前に生れ、昭和三十四年一月十一日以前から川越市内に引続いて住んでいる方が該当するわけです。

2 申請期間　四月十一日から四月十三日までの三日間（取扱時間は午前八時三十分から午後五時までです）

この名簿に登録された方は次の補充名簿に登録されなくとも市議会議員、市長の選挙ができます。

▽市議会議員および市長の選挙（四月三十日）のためにつくる補充名簿

1 調製現在月日　四月二十二日
基本選挙人名簿および右の補充名簿に登録されなかつた方で次の方が該当します。

昭和十四年四月二十三日以前に出生し昭和三十四年一月二十三日以前から川越市に引続いて居住している日本人

2 申請期間　四月二十三日、二十四日の二日間

（別表）

選挙区分	県議会議員	市議会議員 市長
選挙期日の告示	4月8日（水）	4月18日（土）
立候補の締切	4月16日（木）	4月22日（水）
選挙期日	4月23日（木）	4月30日（木）
議員の定数	西6区として定数3人	市議会議員全市を通じて定数36人

註　選挙告示日から立候補の受付が開始されます。

人口の動き　2月1日現在

人口		109,141人
男		53,550人
女		55,591人
出生		196人
死亡		82人
世帯数		20,817

みどりは平和のしるし

緑の羽根募金
3月10日～4月10日
目標額15万円の達成にご協力ください。

郷土緑化運動
4月1日～4月30日
みどり豊かな川越市にいたしましょう。

クイズ　さあ考えましょう

△ヒント（第四回）　手品でお金はできません。コツコツ貯金しましょう。この努力が国の経済力を増すと同時に自分たちの生活をも豊かにします。

▽問題　どうせ足りないなら口割してもむだだというのがわが家の口口たちの考え方です。そんな中で口口生のター坊だけが口円玉口口に余念がありません。それが時々めざましい口力を口揮してみんなをおどろかすから口快です口車も口口がまもさてはテレビまでも十円玉の集積なのだからター坊の自慢も無理からぬことです。

▽賞品　今回は特に貯蓄奨励の意味から正解者十名の方に二百円記入済の郵便貯金通帳を差し上げます。（正解者が多いときは抽せんにより、また正解者がないときは正解に近い方から順にお贈りします。）

▽応募規定
1 問題の全部を書き口の中に当用漢字を入れて下さい。
2 応募用紙は官製ハガキとし、住所、氏名、年令を忘れずに
3 締切　三月二十五日
4 あて先　市役所総務課　市政クイズ係
5 正解文と当選者は四月号の本紙に発表します。
6 市の職員とその家族、市外居住者は応募できません。
7 正解文は作者の原文と一致したものとします。

▽第三回正解文と当選者発表　応募総数は二三六通に達しうち正解文は二三通でした。抽せんの結果次の五名の方に賞品をお贈りします。（敬称は略します）石原町　遠山好江、南町　中村まつ子、宮元町　渡辺武、相生町　神田賢二、西小仙波町　鎌田静二（第三回）

▽おわび　クイズ文中「市街地ではでロロと」印刷されたものがありました。当方の誤りでしたので、正解の対象として扱いましたからおわびし、ご注意下さつた方に御礼申しあげます。

☆いまからでも遅くない
（家族計画普及運動3月20日から31日まで）
「ほっておいたら一ダースにもなるだに」

住宅緩和への朗報
市営住宅の入居者募集

市営住宅（昭和三十三年度）の申込を次のとおり受付ますから希望者はお申込み下さい。

一、住宅の建設場所および戸数規格

○建設場所　喜志町（諏訪前）
建設戸数　五戸
構造　木造平家一戸建
建坪　三四・七平方米10、五坪
家賃　二、二〇〇円
敷金　六、六〇〇円

○建設場所　喜志町（南谷）
建設戸数　十二戸
構造　木造平屋一戸建
建坪　三四・七平方米10、五坪
家賃　二、一〇〇円
敷金　六、三〇〇円

○建設場所　喜志町（北谷）
建設戸数　十四戸
構造　簡易耐火構造二階建
建坪　三六・六平方米　一一坪
家賃　二、三〇〇円
敷金　六、九〇〇円

二、入居資格
この住宅に入居する事ができる者は次の各項の条件を具備えるものでなければなりません。
1　市内に住所または勤務場所を有するものであること。
2　毎月の収入から扶養親族一人につき千円を控除した額が家賃の六倍以上三万二千円以下であること。
3　現に同居しまた同居しようとする親族（事実上婚姻の関係と同様の事情にあるもの、その他婚姻の予約者を含む）が二人以上であること。
4　現に住宅に困窮していることが明かなものであること。
5　入居者は川越市内に住所を有する本人以上の収入、または財産のある保証人二名を得られること。

三、申込場所
川越市役所民生課社会係

四、申込期間
自昭和三十四年三月十六日
至昭和三十四年三月二十三日
（但し日曜祭日を除く）

五、入居予定日
昭和三十四年四月初旬

六、審査
審査は川越市営住宅使用者審査会で抽せん前に行い審査の結果不適当と認めたものは失格になります。

七、抽せん
審査の結果適当と認められた者が住宅供給戸数を超える時は次の日時に抽せんを行い使用者の許可を決定します。
昭和三十四年三月三十日午後一時から市役所で公開で行います

八、契約
当せん者は入居前に敷金を納入し市指定の契約書を提出します

九、申込方法
申込用紙は市役所民生課にありますから必要事項を記入の上期間中にお申込み下さい。

（完成近い市営住宅）

34年度第1次
☆陸・海・空自衛官採用☆

受付　3月1日～4月15日
年令　18才～25才未満
試験　4月下旬～5月上旬
入隊　7月から
待遇　2等陸、海、空士　初給約六、二〇〇円、営（舎）内居住、他に衣食支給
詳細　市役所総務課へ

この人にきく
青少年の不良化防止

川越警察署長　鈴木　直

最近の青少年の犯罪は益々増加しさらに組織的の傾向にさえあつて誠に憂うべき状態であります。数年前から警察にも少年係が設置され、青少年問題を専門的に処理することと、青少年の犯罪化、不良化防止のため特別の処置を講ずるようになりました。

少年警察の任務は第一、問題少年の適切な処置。第二、少年の健全な育成を害するのある環境の浄化の二点ですが、この活動を容易にし、しかも効果をあげる方法として広く社会各方面の協力を得ながら関係機関との連絡協調、健全な環境の育成等を積極的に行つており、その主眼は非常青少年の保護であります。

これは少年関係諸法律の底に流れる個人を重んじ、青少年の特性に準拠しこれを愛護し、その健全な育成を全うする保護の精神に貫かれていることからも明瞭です。

警察としては、青少年非行の誘因と認められる、障害を除いて健全な環境の育成を図り、まだ非行に陥らない健全な青少年を保護することこそ重要な職務と思います。青少年が非行に転落する原因の大きな要素の一つに青少年の非行グループや桃色遊戯等の取引の場所溜り場などがあげられますが。このような場所をなくし、健全な環境を育成して一般青少年の健全化につとめております。

青少年の非行の原因は根強く、多岐にわたるので、その防止に当つては家庭、団体等の自主的活動と協力が結集されてこそ効果が期待されることは申すまでもありません。この観点から昨年一月県、県警本部、県教委会の主唱で全県下「青少年非行防止運動」が実施されています。この運動の一つとして川口、飯能、東松山、熊谷各市久喜町が青少年保護育成運動推進重要地区として指定され、各市町とも具体的施策が積極的に推進されれ非常な好結果が収められております。幸い川越市も理事者および市議会のご理解で昨年十二月の市議会で「川越市青少年問題協議会設置条例」が可決されこれに必要な組織結成準備も進められている由、市の理事者、議会関係の方々に深く敬意を表します。警察もこの組織結成後には市と一体となつて非行少年の絶無を期すため一層努力しよりよい川越市の建設と発展のため微力を傾注したいと考えております。

筆者略歴　昭和十九年内務省警察講習所卒同年内務属、昭和二十三年高知県警務部長、その後[illegible]集、福井各県警備、警務部長　昭和三十二年八月現職

家庭

「家」
川越市立川越第五小学校六年
栗原恵子　市川由紀子
原田和子　小林あさ子　共同版画

「公民館便り」
心のいこいを音楽で　生活のうるおいを音楽で

公民館、定例コンサートニュース

中央公民館で行っております定例レコードコンサートも一四五回になります。回を重ねるに従いレコードの入手には困難が伴いともすれば新鮮味に欠け、物足らなさが感じられないでもありませんでしたが、今月からある方のお骨折とご好意により、毎月各社新発売の新譜レコードが入手できることになりましたので、新しいレコードで、新しい音楽が楽しめることになりました。

このコンサートは、毎月第二日曜日、夜七時から、中央公民館で行い、どなたでも自由に参加できます。

なお、初歩の方でも、よくわかるように、その道のベテランが懇切に解説しております。どうぞお誘い合せおでかけ下さるようお願いします。

貯蓄にいま一段の努力を

貯蓄で安定　輸出で発展

「ここに幸あり」

美しいものは、たれでも好きです。美しいものを見分ける眼を持つて自分のくらしをそれなりに美しくする人は幸せです。また自分の幸せを他人に分け与える人ですより良い毎日を願つて、めんみつな計画をたて、一歩一歩生活を高めて行く、貯蓄はそうした生活の幸せを作りあげる原動力なのです

私達の家庭を明るくするものは何んといつても健康と家計の安定です。安心して健康で、愉快に働けることは人生の喜びです。よく働き、よくあそぶことは、はげしい時代の流れの中に生活する私たちには、平易で永遠の処生訓です

やさしそうで、むずかしいものとされている貯金を成功させるのは無理をしないことが一番で、小さなお金を永く続けて貯金することが大切であります。

お金は使うために必要なものであつて、貯えること自体が最後の目的ではありません。必要な時に不便しない、大事な時にお金の問題で事欠かない、つまりお金を貯えることが生活をスムースに運んでゆく一つの手段といえましょう生活を改善してゆくこととそのような心構え如何が大きく左右しているものと思われます。

年度末貯蓄増強国民運動

リズム感覚の養成に　お母さん台所楽団

市内宮元町北部生活クラブ（会員27名）では、会長吉川あささんを中心に生活改善グループをつくり、水道の全戸加入、かまど改善、農繁期助け合い運動等と地についた活動を32年1月発足以来続けております。そのほかに定例会講習会等で相互の向上につとめていますが、このたびレクリエーションの一つとして、会員17名による「台所楽団」が誕生しました。楽器は鍋、洗濯、たらい、ボール、茶碗、杓子、火箸、箸、盆、どんぶり、ハーモニカ、木琴3でタクトは、はたきとなつています。その目的は家庭の主婦がとかく音楽に恵まれないので身近かな材料を利用して、リズム感覚を養いましょう―というもので、好評。明るい家庭は台所から生れる音楽で―が社会を明るくするねらい。

建築土木工事等の発注は登録業者に

請負工事で五十万円以上のものは法律により知事または建設大臣の登録を受けた業者でなければ工事ができないことになつており、建築または土木工事等は登録業者に行わせるよう注意して下さい。登録業者は、その店舗に登録票を掲示しております。

なお、市土木課または県土木事務所あるいは県土木部監理課に照会されることもよろしいと思います

また工事の発注については必ず工事請負契約書を取り交して下さい

万一、工事について紛争がおきた場合は埼玉県建設工事紛争審査会（県庁土木部監理課内）にその旨を申しでれば専門家による公正な解決が得られます。

最近各地にみられる建設工事の紛争の多くが無登録業者の工事によるものであり、また工事請負契約書を取り交していないためにその解決に困難を伴うことが多いので建築または土木工事は登録業者による施工と契約書の取り交しをお忘れなく。もし無登録業者が五十万円以上の請負工事をしたときは一年以下の懲役または十万円以上の罰金に処せられることになつておりますからご注意下さい。

恩給、年金等時効ご注意

戦没遺族援護法による戦傷病者、戦没者の遺族等の遺族年金、弔慰年金、障害年金および一時金の請求については手続未了の方はおりませんか。本年三月末日までに請求なさらないと時効によつて消滅することになりますが受ける権利のある方が、この事をしらないため請求の機会を失なわないようにしてください。

なお恩給法による恩給および扶助料請求については昭和三十五年三月三十一日までの期間です。

不明の点は[illegible]課へご相談ください。

『市民歌壇』帯津素山選

俳句

下赤坂　奥富勝子
背中から出しけりみかん〳〵と手
も一ツと転がしてやる蜜柑かな

下赤坂　奥富老人
愛されて日向に笑う福寿草
きれ爪や見ていた子までかけて行く

福原中　川村智恵子
一天に治まる凧や海跳ら
朧夜や水にうつりし月淡き

東小仙波町　井上峰子
つれ立ちて訪ぬる友や駅の梅
春光の屋根の起伏やシクラメン

西小仙波町　吉野渓泉
草萌やささにごりして水を堰く
早春や秩父連峰雪まだら

南町　中村まつ子
水仙を活けし客間に通されし
干足袋の乾かぬまゝに日暮れけり

砂　佐藤秀三
知らずして戻る垣根やネコ柳
春雨や何やらたたく音のして

中央公民館　選者
街騒の灯より抜け来て東風寒し
探梅や二人にほしき家のあり

短歌

東小仙波　井上峰子
節分の陽はうつろいて寒々と白き砂利道音たてゝゆく

下赤坂　藤川豊蔵
（福原有線放送開通）
地区びとのつながりいよゝ深まりて受話器をもちて心踊れり

砂　佐藤秀三
別れのワルツ聞きつゝ眠るこの夜べよ吾が家族（うから）らの寝息安けし
ほのぼのと明くる夢路の窓のへに新しき年しずかにしのぶ
われよりもうまく書きいる吾子の手にじつと見つめつ過ぎしあの頃

豊田本　網島絹村
春雨の音を聞きつゝ納屋にして歌口づさみ縄ない急ぞぐ
瓦屋根に葺き替え終えし普長寺甚参の人に賑はひにけり

◇◇◇◇◇◇

□**市民歌壇**は次回より俳句、短歌だけにお願いいたします。

私の作文

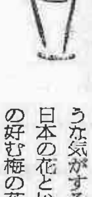

クロッカスを見て

名細北小六年　松島照子

二の一の教室にきれいなクロッカスが咲いている。花はこい黄色で形は福寿草に似ている。葉の太さは針の三倍位だろうか―花のくきの根本からのびのびと生えている。花は黄色なので目につきやすい。小さい花ながら非常に力強く、何か人を威圧するようなものを持つている。その姿に心をひかれて、じつと見つめていると、クロッカスに負けそうな気がする。

日本の花といわれる桜、うぐいすの好む梅の花も大すきだ。クロッカスは桜や梅にくらべると全く小さな花で比較にならない。しかしこんなに強く心をひきつけるものを持つているのだ。私は、おかあさんに、

「照子も、もうすこしせいが高けりやなあ。」

と、いわれる。クラスで一番背がひくいからだ。でも小さいということがねうちを表わすものではない。……私はいつまでもクロッカスの花をみつめた。

貯金川柳

貯金帳天を働き者にする
貯金帳新生活の夢えがき
よいしつけ坊やも入れる貯金箱
貯えた強さ味わう貯金帳
貯蓄して楽しさ増した五十年
育つ子に負けず貯蓄の額も殖え
貯金帳中年夫婦のゆとりみせ

固定資産課税台帳の縦覧
課税価格は前年どおり

昭和三十四年度固定資産税について、その課税標準となる価格が二月末日で決定しましたから地方税法の規定により課税台帳の縦覧をいたします。

本年度は基準年度ではありませんので、ことしの課税標準価格は前年中に地目変換、家屋の増改築、損壊その他これらに類する特別の事情のない限り前年と変りません

一、縦覧の日時　昭和34年3月1日から20日まで　午前9時～午後5時、土曜日は午前中（日曜を除く）

二、縦覧の場所　川越市役所税務課

三、審査請求期間　昭和34年3月1日から31日まで

保育所新入児童の募集

ことし四月から保育所へ入所する児童を次の通り募集いたしますから希望の方はお申込み下さい。

保育所名	所在地	入員
市立第一保育所	郭町	二三人
市立第二保育所	菅原町	二〇人
市立第三保育所	志多町	三六人
市立第四保育所	小ケ谷町	四四人
私立武蔵野保育園	脇田町	一五人
私立山鳩保育園	新宿町	二〇人

入所資格　父母の勤労その他により家庭で児童の保育ができないもの。

申込期日　三月二十五日頃迄に市役所民生課または各保育所へお申込み下さい用紙は前記場所にあります。

その他詳しいことは民生課または保育所にお問合せ下さい。

話題
母子家庭児の門出をげき励

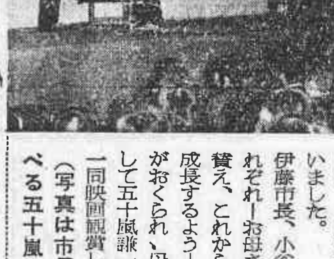

市では今春中学校を卒業し就職進学する母子家庭の児童三九四名を二月二十八日午前九時から、ホームラン映画劇場に招き、就職進学の激励会が行いました。

伊藤市長、小谷野議長らからそれぞれ―お母さん方のご労苦を賛え、これからも明るく正しく成長するよう―に激励の言葉がおくられ、母子家庭児を代表して五十嵐謙一君が謝辞をのべ一同映画観賞しました。

（写真は市長に謝辞をのべる五十嵐君）